

観光誘客促進取組事業補助金交付要綱

湯沢雄勝広域観光推進機構

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯沢雄勝広域観光推進機構※（以下「機構」という。）が所管する観光誘客促進取組事業に係る補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱に定める補助金は、湯沢雄勝地域の観光資源を活用し、観光客の誘致に取り組む事業者等の新規誘客及び継続した誘客効果が見込める取組等を支援することで、地域への誘客拡大を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、湯沢市又は雄勝郡内に住所を有することを条件とし、法人又は団体（任意団体を含む）若しくは個人であることを問わない。なお、法人及び団体の場合は、実際の活動拠点の中心が湯沢市又は雄勝郡内に所在しているかどうかにより判断する。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は次のとおりとする。

- 1 補助の対象となる事業は、湯沢雄勝地域へ観光客を誘致する事業及び地域の魅力を高める事業等であって、事業実施後も継続が見込めるものとする。
- 2 次に掲げる事業は、補助金の対象から除外する。
 - (1) 主に営利を目的とした収益事業
 - (2) 国や地方公共団体等から補助金等の交付を受ける（又は受けている）事業
 - (3) 宗教的・政治的と認められる事業
 - (4) 定期的・常設的・継続的に行われている祭典や地域行事の支援事業
 - (5) 採択前に着手（計画及び準備等は除く。）している事業
 - (6) その他、本事業の目的及び趣旨に反するもの

(補助率、補助限度額及び補助対象経費)

第5条 この事業における補助率、補助限度額及び補助対象経費は、次の表の区分とする。

1	補助率	10 / 10 以内	
	補助限度額	1回目	30万円以内
		2回目	20万円以内
		3回目	10万円以内
	補助対象経費	事業に必要な経費	

- 2 前項の補助金の交付は、1事業年度において1補助事業者（補助金交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。）につき1回とし、新規事業は1回目、過去に実施された事業と同一内容で実施する事業は2回目、さらに翌事業年度も同一内容で実施する事業は、3回目の補助限度額を適用する。

(応募)

第6条 応募は次のとおりとする。

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める募集期間内に企画提案書（様式第1号）を機構会長に提出しなければならない。
- 2 前項の提出のほか、複数年の交付を受けようとするものは、複数年事業実施計画書（様式第2号）も併せて提出しなければならない。
- 3 前項の書類が提出された場合であっても、複数年の採択を認めるものではないため、事業年度毎に書類を提出し、次条の審査を受けるものとする。

(審査)

第7条 機構は、前条の規定による書類の提出があったときは、その取組内容を別に定める審査基準に基づき厳正に審査し、事業予算の範囲内で採択しなければならない。

(交付の申請)

第8条 事業が採択された者は、補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに機構会長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第4号)
- (2) 収支予算書(様式第5号)
- (3) その他機構会長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第9条 機構会長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、補助事業者に補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(補助金交付の条件)

第10条 補助金の交付決定に当たっては、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ承認を受けること。
 - ア 事業を中止するとき。
 - イ 補助事業計画の内容に大きな変更があるとき。
 - ウ 補助事業に要する経費の配分を大きく変更するとき。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が終了したときは、10日以内の実績報告書(様式第7号)、実績書(様式第8号)及び収支精算書(様式第9号)を、機構会長に提出しなければならない。

なお、実績書には事業の実施内容、成果及び効果等が分かる資料(写真、パンフレット等)、収支精算書には収入支出に係る領収書等の写しを添付すること。

(補助金の請求)

第12条 機構会長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、その内容を検査し、適当と認めるときは、補助事業者からの請求を受けて、速やかに補助金を交付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

※湯沢雄勝広域観光推進機構

湯沢市・羽後町・東成瀬村・秋田県雄勝地域振興局で構成される団体です。

観光振興に連携して取り組むことにより、広域観光の推進に関する業務を効果的・効率的に実施し、一層の誘客促進を図り、地域の活性化に資することを目的に平成24年4月に設置されました。